

共同住宅用消防計画

記載例

消防計画作成チェック表

作 成 す る 内 容		作成チェック
第 1	防火管理者等の業務について	
第 2	居住者が行う防火管理対策について	
第 3	火災が発生した場合の行動について	
第 4	地震時の行動について	
第 5	訓練について	
第 6	共用部分における消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告について	
第 7	その他	
第 8	防火管理業務の一部委託について　〔 該当する場合 〕	
第 9	避難経路図	

(備考) 作成チェックは、消防計画の作成者が、当該共同住宅の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し作成したものについて「✓」印でチェックしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

第1 防火管理者等の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 1 消防署への報告及び連絡
- 2 居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け
- 3 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- 4 共用部分における消防用設備等 消火器、誘導灯、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常ベル、放送設備、連結送水管・特殊消防用設備等の点検及び維持管理
- 5 居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け
- 6 消防署から配布された広報紙の回覧及び管理
- 7 その他

(1) 防火担当責任者（管理組合会計担当）

防火担当責任者は管理組合会計担当者とし、次の業務を行う。

ア 防火管理者の補佐

イ 防火管理者への連絡

ウ 管理人室の鍵の管理

(2) 防火管理者は、政令第32条に基づき消防用設備等に特例が適用されている

場合、特例適用条件の適否についても点検等に合わせて確認するものとする。

第2 居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

- 1 住戸内における火気管理
- 2 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理
- 3 バルコニーにおける避難障害となる物件の除去
- 4 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去
- 5 消防用設備（消火器、屋内消火栓箱、自動火災報知設備の発信機、非常ベルの押しボタン、連結送水管放水口収納箱等）・特殊消防用設備等の周囲における使用障害となる物品の除去

6 防火水槽の採水口、連結送水管の送水口、構内通路の周囲における使用障害となる物品の除去

7 その他

特例基準が適用されている場合、特例基準の維持管理

(1) 二方向避難の確保（避難器具の維持管理、ベランダ等に物を置かない。）

(2) 共有部分に面する各住戸の開口部の維持管理

第3 火災が発生した場合の行動について

1 火災を発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。

2 119番通報は、火災を発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。

3 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。

4 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。

5 その他

避難する場合は、エレベーターを使用しない。

第4 地震時の行動について

1 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

2 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。

3 各設備器具は、安全を確認した後使用する。

4 その他

(1) 防災関係機関の避難命令により、一時避難場所に避難する。

(2) 地震に関する警戒宣言が発せられた場合は、火気使用の自粛等を行う。

第5 訓練について

1 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。

2 居住者は町会、自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。

3 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。

4 その他

(1) 訓練は、毎年〇月ごろ実施する。

(2) 防火管理者は各居住者に対しては、避難通路、火災等災害発生時の対応行動等を記載したパンフレットを各室へ備えついたり避難経路図を広報板に掲示する。

第6 共用部分における消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告について

- 1 消防用設備等・特殊消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、3年に1回消防署に報告する。
- 2 その他
 - (1) 防火管理者が消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果報告書を整理して管理人室で管理する。
 - (2) 団地内における建物、階段、消防用設備等・特殊消防用設備等の施設・設備等の維持管理については、〇〇管理部が行い自主点検結果は管財課で管理する。

第7 その他

- 1 建物全体に及ぶ増改築等を行う場合には防火管理者が別途安全対策を樹立する。
- 2 放火防止対策
建物内外の整理整頓、共用部分等には、可燃物等の物品を置かない。

第8 防火管理業務の一部委託について

[該当 ・ 非該当]

受託者の氏名・住所等	職・氏名(名称) 住所等(所在地)	<u>〇〇管理㈱ 代表取締役 〇〇〇〇</u> <u>〇〇市〇〇町〇—〇—〇 Tel (〇〇〇) 〇〇〇〇</u>
教育担当者 講習修了者	職・氏名、教育計画	<u>総務部長 〇〇〇〇</u> <u>毎年〇月と〇月に実施する。</u>
防火管理業務の委託状況	委託範囲 委託業務実施方法	<u>共用部分における消防用設備・特殊消防用設備等の監視等</u> <u><input type="checkbox"/>常駐・<input checked="" type="checkbox"/>巡回・<input type="checkbox"/>遠隔監視</u> <u>1日に2回警備員が巡回により消防用設備等・特殊消防用設備等の監視を行う。また、点検等を定期的に専門員が行う。</u>

第9 避難経路図

